

お金の心配なく学び続けたい

学生のみなさんへ



注目！

2020年4月から新制度がスタート！

[対象] 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

授業料・入学金の  
免除/減額



給付型奨学金の  
支 給

申請期間

2020年4月～5月

① 学校ごとに締切日が異なるので確認を。

[対象となる学校] 大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専門学校



ポイントは次頁へ▶▶



学生のみなさん！

# 新しい修学支援制度が始まります！

経済的な理由で学び続けることをあきらめずにすむよう、授業料等の減免と給付型奨学金により、意欲のある学生のみなさんの「学び」を支えます。大学等に在学中の人も、条件を満たせば支援を受けられるので、確認してみましょう。

▶以前からJASSOの給付型奨学金を受けている人へ

新制度に切り替えることができる、条件や手続きを調べてみましょう

▶貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人へ

新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります

▶今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人へ

支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう

Point  
①

## どんな学生が対象になるの？

対象者  
増

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。大学等ごとの人数制限（推薦枠）はありません。



世帯収入や資産の要件を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯



学ぶ意欲がある学生であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

基準を満たす世帯年収は、家族構成により異なります。

しっかり勉強しなかった場合には、支援が打ち切られます。

（！）この他にも要件があります。詳しくはJASSOや文部科学省のホームページや、学校から希望者に配付される「給付奨学金案内」等で確認してください。

**将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です**

Point  
②

## 給付型奨学金の支給額は？

支給額  
増

住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合は、下記の額が支給されます。

（住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分）の場合は、Point④へ）

### 給付型奨学金の支給月額

（住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合）

区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	29,200円 (33,300円)	66,700円
	私立	38,300円 (42,500円)	75,800円
高等専門学校	国公立	17,500円 (25,800円)	34,200円
	私立	26,700円 (35,000円)	43,300円

（！）生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。



# 主なスケジュール

2020年4月から支援を受けようとする場合のスケジュールは次のとおり

2020年 ～4月	準備	 学生	文部科学省やJASSOのサイトで、制度の詳細や自分が対象になりそうかを確認し、学校から申込書類をもらいましょう。
給付型奨学金 4月 ～5月	給付型奨学金 申込み	 学生	学校に必要書類を提出し、インターネットで申し込みます。 また、マイナンバーをJASSOに提出します。 <small>① 申込期間は学校により異なりますので、在学中の学校に確認してください。</small>
(申込後)	推薦	 学校	学業成績・学修意欲などを確認のうえ、JASSOに推薦します。
7月頃	支援開始	JASSO	選考結果を通知したうえで対象者に <b>4月分から</b> 支援を行います。
等授業 料減免	申込み▶ ◀減免	 学生  学校	申込みのスケジュールや書類は学校により異なります。 在学中の学校に確認してみましょう。

Point  
③

## 授業料・入学金のサポートは？

支援内容  
新

新しい給付型奨学金の対象者は、大学等へ申し込むことで、最大で年間約70万円の授業料の免除・減額を受けることができます。（住民税非課税世帯に準する世帯（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分）の場合は、Point④へ）

### 授業料等の免除・減額の上限額(年額)

(住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約 28万円	約 54万円	約 26万円	約 70万円
短期大学	約 17万円	約 39万円	約 25万円	約 62万円
高等専門学校	約 8万円	約 23万円	約 13万円	約 70万円
専門学校	約 7万円	約 17万円	約 16万円	約 59万円

「入学金」の免除・減額を受けられるのは、入学月から支援対象となった学生です。  
夜間部や通信教育課程の場合は、これとは別の額になります。



Point  
④

## 世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

進学資金  
シミュレーター

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例 4人家族（本人（19～22歳）・父（給与所得者）・母（無収入）・高校生）で、  
本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額（年額）



自分が支援の対象になるか調べてみよう。

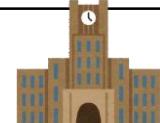
支援の区分は 世帯構成や年収 などで異なります	上限額	上限額の2/3	上限額の1/3
	給付型奨学金 約91万円	約61万円	約30万円 約23万円
年収の目安	～300万円 住民税非課税世帯 <第Ⅰ区分>	～400万円 <第Ⅱ区分>	～460万円 <第Ⅲ区分>

毎年6月に更新される所得（住民税）情報で区分が判定されるので、例えば高校生のときに申し込んで対象外だった場合も、  
進学後（秋以降）に申し込んで支援対象となる可能性があります。



自分の在学している学校が制度の対象になっているか、  
確認してみましょう！

⇒ 対象校の一覧



## Q & A

Q 世帯収入や資産、学修意欲等の要件を満たせば支援の対象になるのですか。

A. 学修意欲等の他にも、高等学校等を卒業してから大学等に入学するまでの期間等についての要件がありますので、JASSOのホームページや学校から希望者に配付される「給付奨学金案内」等で確認してください。

Q 新しい給付型奨学金とあわせて、貸与型奨学金を借りることはできますか。

A. 新制度は、授業料等の減免と給付型奨学金をセットで受けることで今までより支援が充実しますので、第一種奨学金(無利子)を利用している場合は、新制度の支援区分(第Ⅰ区分～第Ⅲ区分)に応じて、貸与を受けられる金額が制限されます。  
第二種奨学金(有利子)は、希望する額を利用することができますので、第一種奨学金が制限されたために更に奨学金が必要な場合は、新制度の申込みとあわせて、第二種奨学金を新たに申込むことも可能です。

Q 中込みを行う際に、準備しておくことにはどのようなことがありますか？

A. 申込みの際には本人及び生計を維持している人(原則父母)のマイナンバーの提出が必要になります。  
マイナンバーカードを持っていない人は通知カードがあるか確認しておきましょう。

## information

i くわしい情報はこちら

まずは、文部科学省の特設サイト  
「高等教育の修学支援新制度」をご覧ください。



<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

奨学金に関するより詳しい情報は、  
こちらからもご覧いただけます。



「奨学金の制度(給付型)」  
日本学生支援機構 奨学金ホームページ  
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

i 支援内容や手続きなどについて、誰かに相談したいときは・・・

奨学金の貸与型、給付型、返還に関する  
相談を受け付けています。

日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話：0570-666-301 (月～金、9時～20時)  
※ 土日祝日、年末年始を除く ※ 通話料がかかります。

お電話の前に、まずは  
特設サイト「高等教育の修学支援新制度」をご覧ください。



奨学金の申込手続きは在学中の学校で行います。

- ・手続きのスケジュールや個別の提出書類は、  
在学中の学校に相談してください。
- ・マイナンバー提出については  
「マイナンバー提出に関する専用コールセンター」  
(申込関係書類の封筒の中に入っています) に  
相談してください。

